児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次の①～⑧のいずれかに該当する児童を養育している父親か母親、または養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害をもつ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上遺棄されている児童⑥父または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童⑧父または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が公的年金を受給できるときや、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているときは、手当の金額が変更または停止となる場合があります。また、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

【手当額（月額）】児童1人の場合＝全部支給が4万2910円、一部支給が4万2900円～1万1120円（所得に応じて決定されます）▼**児童2人目の加算額**＝全部支給が1万1140円、一部支給が1万1130円～5070円（所得に応じて決定されます）▼**児童3人目以降の加算額**＝1人につき、全部支給が6080円、一部支給が6070円～3040円（所得に応じて決定されます）

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親か母親、または養育者

①知的障害（愛の手帳1～3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1～3級程度）がある児童③前記①・②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象になりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

【手当額（月額）】重度の障害児（1級）＝5万2200円▼**中度の障害児（2級）**＝3万4770円

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと11月期支払い分からの手当が支給されなくなる場合がありますので、ご注意ください。認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課（市役所2階）で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に「一部支給停止適用除外事由届出書」を6月中にお送りしました。現況届と一緒に提出してください。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日（木）～9月2日（月）。24日（土）以外の土曜・日曜日を除く、午前8時半～午後5時。また、8月22日（木）・23日（金）は午後8時まで夜間窓口を、24日（土）は午前9時～午後4時の休日窓口を開設します。ぜひご利用ください。

【ご注意】現況届では、所得状況の調査も行いますので、市民税・都民税の申告が未申告の方は、課税課（市役所2階）で申告を済ませた上で、現況届を提出してください

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

4月～7月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当が8月14日（水）、特別児童扶養手当が8月9日（金）です。金融機関によっては入金が遅れる場合があります。

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

受験生チャレンジ支援貸付事業をご活用ください

都では、受験生（中学3年生・高校3年生）を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利子で貸し付けています。条件により返済も免除になります。この制度は所得が一定以下の世帯の方が利用できます。

【事業の内容】中学3年生・高校3年生および平成31年4月1日時点で20歳未満の高校・大学などの中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、浪人生などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます

【貸付金額】受験料貸付金＝中学3年生が2万7400円、高校3年生などが8万円▼**学習塾等貸付金**＝20万円

※いずれも上限額。

【利用できる方】次の①～⑦をすべて満たす方

①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の生計中心者③世帯収入（父母等養育者）の総収入または総所得を合算した金額が一定の基準以下である（家賃控除ができる場合あり）④預貯金などの保有資産が600万円以下⑤土地・建物を所有していない（現在居住している場所および不動産所得を得ていない土地・建物を除く。ただし、不動産所得があっても状況により対象となる場合あり）⑥生活保護受給世帯でない⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない

※この他、原則、連帯保証人が必要です。

申し込みは2年2月14日（金）までに福祉総務課（市役所1階）へ。

※申請書は2年1月31日（金）までに同課へ受け取りに来てください。

詳しくは同課福祉政策係☎470・7749へ。

難病医療費助成の対象疾患が拡大されました

7月1日から、難病医療費助成の対象疾病（国指定）に次の2疾病が追加されました。

膠様滴状角膜ジストロフィー▼ハッチンソン・ギルフォード症候群

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

未婚の児童扶養手当受給者の方に給付金が支給されます

10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否などについて、2年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して給付金の支給を行います。

【申請期間】8月1日（木）～2年2月3日（月）

【対象】次の①～③のすべてに該当する方

①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母②基準日（10月31日）現在、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方③基準日（10月31日）現在、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

【支給額】支給対象1人につき1万7500円（1回限り）

申請方法など詳細については、市ホームページをご覧ください。

詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。

2019年 全国家計構造調査にご協力をお願いします

この調査は、家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにすることを目的とする調査で、全国で実施します。

【調査対象】全国すべての世帯の中から統計的な方法に基づいて選定された2人以上の世帯員から成る世帯と、単身の世帯

【調査方法】いずれの調査も基本調査と簡易調査があり、地域によって調査の種類が異なります。8月中旬から調査員が対象となる地域を世帯確認のために訪問し、世帯主の氏名などをお尋ねします。その後、調査世帯が選定されます。

基本調査＝9月中旬から、選定された調査世帯を調査員が訪問し、10月と11月の家計簿の記入などをお願いします。

簡易調査＝10月中旬から、調査世帯を調査員が訪問し、調査票の記入をお願いします。

いずれの調査もパソコンやスマートフォンでも回答できます。

回答いただいた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護され、統計を作成・分析する目的以外に使用することはありません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは情報管理課統計調査係☎470・7777（内線2379）へ。

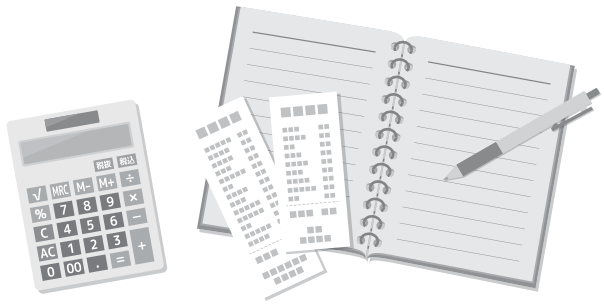

国民健康保険限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

国民健康保険の被保険者で住民税非課税世帯の方へ、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

また、70歳未満の被保険者で住民税課税世帯の方、70歳以上の被保険者で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する方へ、申請により「限度額適用認定証」を交付します。

これらの「認定証」を保険医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額までになります。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は入院時の食事代が減額されます。

なお、これらの「認定証」は、前年の収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に限度額を判定しています。

※国民健康保険税を滞納している場合は、認定証の交付を受けられないことがあります。

◎長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。該当する方は、手続きの際に入院日数を確認できる領収書を持参してください。

【手続き方法】被保険者証・認め印・マイナンバー確認書類（通知カードなど）・申請する方の身元確認書類（免許証など）を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。別世帯の代理人が申請する場合には、委任状と代理人の認め印も持参してください

※申請月の初日から認定を受けることができます。平成30年度の認定証の有効期限は7月31日（水）です。継続して認定証を必要とする方は8月30日（金）までに手続きすると、8月1日から適用の認定証を交付できます。

詳しくは同係☎470・7732へ。

新小学1年生を対象に就学時健康診断を実施します

2年4月に小学校へ入学予定の方を対象に、健康診断を実施します。

対象者には9月中旬ごろ（予定）に通知書を送付しますので、入学予定校で受診してください。

【日時】10月7日（月）～11月22日（金）。受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います（左上表参照）

【対象】平成25年4月2日～26年4月1日生まれの方

【ご注意】病気、その他やむを得ない事由により、入学予定校で受診できない方や、私学など他校へ入学予定で受診しない方、9月25日（水）までに「就学時健康診断通知書」が届かない方は、学務課保健給食係☎470・7779へご連絡ください▼外国籍のお子さんで就学を希望する方は、早めに同課学事係（市役所6階）で手続きしてください（外国籍の方へのご案内は9月中旬に発送予定）

詳しくは同課へ。

2年4月小学校入学予定者 就学時健康診断日程表

学校名	電　話	実施日
第一小学校	471・0014	11月20日（水）
第二小学校	471・0134	11月8日（金）
第三小学校	471・0104	11月14日（木）
第五小学校	461・5843	10月11日（金）
第六小学校	471・5370	11月7日（木）
第七小学校	471・0114	10月7日（月）
第九小学校	471・7548	10月23日（水）
第十小学校	473・9196	11月12日（火）
小山小学校	474・1691	11月1日（金）
神宝小学校	474・4108	10月29日（火）
南町小学校	461・2662	10月25日（金）
本村小学校	474・0404	11月22日（金）